

第38期

定時株主総会

電子提供措置事項

(交付書面)



エイベックス株式会社
証券コード: 7860

事業報告

(自 2024年4月1日至 2025年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、人手不足が続くなかで、雇用・所得環境の改善が進み、個人消費に持ち直しの動きが見られました。また、社会経済活動の正常化やインバウンド需要の拡大、高い賃上げ率による実質賃金の改善が進み、緩やかな回復基調となりました。一方で、不安定な国際情勢や原材料・エネルギー価格の高騰、円安の進行など、依然として景気の先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループが属するエンタテインメント業界の環境としましては、ライヴの総公演数が前年同期比0.9%減の34,251公演、総売上高は前年同期比19.1%増の6,121億66百万円（2024年1月～12月。一般社団法人コンサートプロモーターズ協会調べ）、音楽ビデオを含む音楽ソフトの生産金額が前年同期比7.1%減の2,051億51百万円（2024年1月～12月。一般社団法人日本レコード協会調べ）、有料音楽配信売上金額が前年同期比5.8%増の1,233億1百万円（2024年1月～12月。一般社団法人日本レコード協会調べ）となりました。また、映像関連市場につきましては、映像ソフトの売上金額が前年同期比15.5%減の973億69百万円（2024年1月～12月。一般社団法人日本映像ソフト協会調べ）、映像配信市場規模が前年同期比6.3%増の5,710億円（2024年1月～12月。一般財団法人デジタルコンテンツ協会調べ）となり、ライヴやデジタルを通じたエンタテインメント市場は今後も拡大することが予想されます。

このような事業環境の下、当社グループでは中期経営計画「avex vision 2027」の実現に向けて、価値創造の起点となる「才能と出会い、育てるここと」を重点に積極的な投資を行い、長期的な成長を目指せる体制を構築するとともに、海外市場に向けた戦略的な取り組みを推進してまいりました。各セグメントにおいてグローバルを見据えたIPの発掘・育成や開発・獲得が進捗し、IPポートフォリオの拡充が進むとともに、IPの価値を最大化するためのグローバルでのバリューチェーンの構築に取り組み、海外市場における事業基盤が着実に強化されております。また、ライヴやレーベルといった主力事業においては、既存IPの価値最大化に向けた取り組みや、パートナー企業との協業を強化いたしました。

売上高

1,316億91百万円

前年度比 1.3% 減

営業損失

18億19百万円

前年度比 一%

親会社株主に帰属する
当期純利益

11億38百万円

前年度比 15.4% 増

一方で、アジア・中東地域での事業における期初に想定していた大型案件の獲得の未達や現地における収益の減少、映像配信事業における受託終了の影響、加えて音楽事業等で一部の取引先に対して貸倒引当金繰入額が発生したこと等により、売上総利益率が低下し販売費及び一般管理費が増加となり、当連結会計年度における収益性は大幅に低下する結果となりました。これらの業績動向を踏まえ、当社グループは当連結会計年度より、非効率な事業からの撤退や縮小等、事業ポートフォリオの見直しにより、収益性の早期向上及び中長期的な競争力の強化に努めるとともに、収益体質の改善に向けてコスト構造やガバナンス体制に関する全社的な改革に取り組んでおります。

以上の結果、売上高は1,316億91百万円（前年度比1.3%減）、営業損失は18億19百万円（前年度は営業利益12億65百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、子会社の株式譲渡及び第三者割当増資の実施に伴う特別利益を計上したこと等により、11億38百万円（前年度比15.4%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

※各セグメントの売上高及び営業利益は、全てセグメント間取引額の消去前の数値です。

(1) 音楽事業

音楽パッケージ作品の販売数減少や一部取引先に対する貸倒引当金繰入額の計上等により、売上高は1,145億74百万円(前年度比1.2%減)、営業損失は11億80百万円(前年度は営業利益15億96百万円)となりました。

売上構成比： 83.5%



前年度比
1.2%
減



前年度比
—

(2) アニメ・映像事業

映画作品の興行が好調に推移したこと等により、売上高は184億92百万円(前年度比14.7%増)、営業利益は2億99百万円(前年度は営業損失17百万円)となりました。

売上構成比： 13.5%



前年度比
14.7%
増



前年度比
—

(3) その他事業

海外での大型イベントの減少等により、売上高は41億9百万円(前年度比34.5%減)、営業損失は9億39百万円(前年度は営業損失3億12百万円)となりました。

売上構成比： 3.0%



前年度比
34.5%
減



前年度比
—

② 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資は総額で33億99百万円であり、その主なものは、アーティストの育成・開発のスタジオ関連等の有形固定資産の取得20億98百万円、自社利用ソフトウェア開発7億54百万円です。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2024年6月17日付で当社の連結子会社であるエイベックス・ライブ・クリエイティヴ株式会社が新たに設立した完全子会社にエイベックス・ライブ・クリエイティヴ株式会社が運営するLivePocket事業を会社分割の方法により継承させ、対象会社の発行済株式の全部をKDDI株式会社に譲渡いたしました。

また、2024年7月26日付で当社の連結子会社である株式会社THINKRが自己株式取得を実施し、当社子会社が保有する株式会社THINKRの全株式を譲渡したこと、株式会社THINKRは子会社から除外されております。

④ 対処すべき課題

当社グループは、今後も更なる業績の向上と持続的な企業価値創出のために、企業理念「エンタテインメントの可能性に挑みつづける。」の下、今後も経済活動の拡大や事業環境の変化を捉え、更なる業績の向上と持続的な企業価値向上のために、以下の7項目を重点課題として取り組んでまいります。

(1) ヒットコンテンツの創出

当社グループは、コンテンツホルダーとしてヒットコンテンツを創出することが最大の命題であると認識しております。アーティスト・タレント・クリエイター等の発掘・育成・マネジメントの一貫した体制を構築するとともに、時代や技術の進歩とともに多様化するクリエイティヴのトレンドを捉え、グローバルを見据えた新たなIP（知的財産権）の創出に向けた成長投資を継続し、連続性のあるヒットコンテンツの創出を実現してまいります。

(2) マネタイズ機能の最適化

当社グループは、IPを様々な手法でお客様に届けるとともに、IPの価値を最大化するマネタイズ機能も、IPの創出とともに、大きな2本の柱として当社グループの価値創造プロセスを構成しております。当社の機能をさらに強化するとともに、外部の強みを活かせるパートナーとのネットワークを補完しながら主力事業に集中してリソースを投下していく、グローバルにおいては当社独自の強みを持つ形で販路を構築することで、新たに創出していくIPのみならず、既存のIPについても収益基盤を拡大し、全社収益の最大化を図ってまいります。

(3) コンテンツに係る権利の拡充

音楽配信サービスや映像配信サービスといったデジタル配信市場は更なる成長が期待されており、コンテンツに係る権利の価値は高まりつつあります。当社グループは、これらコンテンツに係る権利を安定的な収益基盤と捉え、新たな作品の創出やグローバルでのヒットメーカーとの契約などを通じて、更なる権利の積み上げを図ってまいります。また、今後は国内外においてM&A等の活用も視野に入れ、権利価値を最大化しうる企業として、権利の取得を戦略的に推進してまいります。

(4) 構造改革の推進

当社グループは、IPへの投資を継続するとともに、収益体質への改善のため、非効率事業・ノンコア事業からの撤退や契約の見直しを通じた選択と集中に取り組む等、全社的な改革を推進してまいります。

(5) ガバナンス体制の強化

当社グループは、今後も当社グループを取り巻く環境の変化に応じながら業績の向上に努めるとともに、経営の健全性の維持の観点から、関連法規はもとより社内規程の運用を徹底し、リスクマネジメントやコンプライアンス等、ガバナンスの一層の強化に努めてまいります。

(6) 人才の強化

当社グループは、事業環境の変化と業容拡大に対応し更なる成長を実現するために、人材育成の強化が必要であると認識しております。職務ごとに決定されたジョブグレードに応じて報酬が決定する「ジョブ型人事制度」、ポジティブな職務変更を支援・促進する「公募制度」及び「FA制度」といった人事制度の導入によって、社員のキャリア自律と社員エンゲージメントのさらなる向上を図るとともに、年齢・性別・国籍等に関係なく、活力ある人材を積極的に登用してまいります。

(7) サステナビリティ経営の推進

当社グループは、エンタテインメント企業として「サステナブル（持続可能）な社会」の実現に向けて責任を果たすべく、サステナビリティポリシーとアクションプランを策定しております。

あらゆる人に長くエンタテインメントを楽しんでいただくために、ユニバーサルな環境づくりや環境負荷を考慮するとともに、アーティスト・タレント・クリエイター・取引先・従業員等、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーの人権を尊重するための取り組みについても引き続き推進してまいります。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

項目	第35期 (2022年3月期)	第36期 (2023年3月期)	第37期 (2024年3月期)	【当連結会計年度】 第38期 (2025年3月期)
売上高 (百万円)	98,437	121,561	133,387	131,691
営業利益 (▲は損失) (百万円)	2,582	3,385	1,265	▲1,819
経常利益 (▲は損失) (百万円)	2,351	4,055	1,137	▲1,703
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	919	2,742	987	1,138
1株当たり当期純利益 (円)	20.77	60.80	21.83	26.11
総資産 (百万円)	97,801	108,915	109,887	105,960
純資産 (百万円)	60,694	58,838	56,099	51,112
1株当たり純資産 (円)	1,285.20	1,286.29	1,219.58	1,182.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
 3. 第36期においては、特別利益として投資有価証券売却益等を計上いたしました。
 4. 第38期においては、特別利益として子会社株式売却益及び持分変動利益を計上いたしました。

⑥ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
エイベックス・エンタテインメント株式会社	百万円 200	% 100.00	(中間持株会社) 音楽事業全体の経営及び事業戦略の策定、アーティスト・タレントの発掘育成
エイベックス・ライブ・クリエイティブ株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	ライブ・その他興行の企画・制作、チケット販売、マーチャンダイジング事業
エイベックス・ミュージック・クリエイティブ株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	音楽及び映像コンテンツの企画制作・製造・販売
エイベックス・アライアンス&パートナーズ株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	IPの営業及び広告企画制作事業
エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社	百万円 10	100.00 (100.00)	著作権管理事業
エイベックス・クラシックス・インターナショナル株式会社	百万円 50	100.00 (100.00)	クラシックアーティストのコンサート・マネジメント・原盤制作事業
エイベックス・ファンマーケティング株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	ファンクラブ運営等
エイベックス・マネジメント株式会社	百万円 80	100.00 (100.00)	アーティスト・タレントのマネジメント及びエージェント事業
エイベックス・クラン株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	アーティスト・タレントのマネジメント及びエージェント事業
エイベックス・スタイルス株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	アーティスト・タレントのマネジメント及びエージェント事業
エイベックス・マネジメント・エージェンシー株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	アーティスト・タレントのマネジメント及びエージェント事業
エイベックス・クリエイター・エージェンシー株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	アート作品に関する動画配信・販売・イベント等企画運営
エイベックス・クリエイティブ・ファクトリー株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	楽曲及び映像制作事業、プロデュース・マネジメント事業、空間開発及び経営コンサルティング事業
株式会社 f u z z	百万円 95	89.93 (89.93)	インターネットサービス及びデジタルコンテンツの企画・制作・運営
バーチャル・エイベックス株式会社	百万円 25	100.00 (100.00)	バーチャルアーティストのプロデュース・マネジメント、バーチャル動画・生配信・ライブの企画制作
株式会社 L I V E S T A R	百万円 100	100.00 (100.00)	動画のライブ配信者マネジメント事業及びライブ配信の代理店事業
エイベックス・AY・ファクトリー合同会社	百万円 5	80.77	劇団員のマネジメント、劇団運営及び舞台の興行等
エイベックス・アスナロ・カンパニー株式会社	百万円 50	100.00 (100.00)	アーティスト・タレントのマネジメント事業

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主要な事業内容
エイベックス・ピクチャーズ株式会社	百万円 100	100.00	(中間持株会社) アニメ・映像コンテンツの企画・制作・販売・宣伝、 アニメ・映像事業の管理・経営戦略の策定等
株式会社エイベックス・アニメーションレベルズ	百万円 100	100.00 (100.00)	アニメコンテンツの企画・制作・販売、アーティスト のマネジメント等
株式会社エイベックス・フィルムレベルズ	百万円 100	100.00 (100.00)	映像コンテンツの企画・制作・販売、映画配給等
株 式 会 社 a N C H O R	百万円 30	100.00 (100.00)	ゲームソフトウェアの企画・制作・販売等
FLAGSHIP LINE株式会社	百万円 50	100.00 (100.00)	アニメーション、ゲーム及びVR等の企画開発・制作等
株 式 会 社 ア ニ メ タ イ ム ズ 社	百万円 100	55.00 (55.00)	映像配信サービスに対するアニメ作品の供給等
Avex South East Asia Pte. Ltd. (注5)	千シンガポールドル 2,671	100.00	ライセンシングビジネス、コンサート・イベントの企 画・制作・運営等
Avex China Inc.	百万円 100	100.00 (100.00)	中国国内でのアーティストマネジメント及び音楽コン テンツの企画・制作・販売・配信等
Avex Hong Kong Ltd.	千香港ドル 10,000	100.00 (100.00)	音楽・映像コンテンツの管理等
Avex Taiwan Inc.	千台湾ドル 215,000	100.00 (100.00)	音楽・映像コンテンツの企画・制作・販売、コンサー トの企画・制作・運営等
Avex Music Group LLC	千米ドル 0	100.00 (100.00)	音楽出版事業、音楽レーベル事業、アーティスト開発 事業
S10 Entertainment & Media LLC (注2) (注6)	千米ドル 0	70.00 [30.00]	アーティストマネジメント事業

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内数字は、間接所有比率です。
2. 議決権の所有割合の[]内数字は、緊密な者等の所有割合であります。
3. 当事業年度において、株式会社THINKRは当社の連結範囲から除外となりました。
4. 2025年4月1日付で、エイベックス・テクノロジーズ株式会社は当社の連結範囲から除外となりました。
5. 2025年4月1日付の商号変更後の名称を表記しております。
6. 2025年4月1日付で、実質支配力基準に基づき子会社化しております。

⑦ 主要な事業内容

当社は、持株会社としてグループ各社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理し、各社の事業の特色を打ち出しつつ、各事業間のシナジーを最大限に発揮できるグループ全体の経営戦略の策定を主要な事業としております。事業区分別の主な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	主な事業内容
音楽事業	音楽コンテンツの企画・制作・販売、音楽配信、音楽出版、アーティスト・タレント・クリエイターのマネジメント、マーチャンダイジング、コンサート・イベントの企画・制作・運営・チケット販売、ECサイト及びリアル店舗の企画・開発・運営、ファンクラブ運営、デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信
アニメ・映像事業	アニメ・映像コンテンツの企画・制作・販売・宣伝、アーティストのマネジメント、映画配給、ゲームソフト等の企画・制作及び映像配信サービスに対するアニメ作品の供給
その他	海外事業、その他事業

8 主要な事業所

名 (事業区分) 称 分	所 在 地	
当 社 (持株会社)	本社 東京都港区	
エイベックス・エンタテインメント株式会社 (音楽事業:中間持株会社)	本社 東京都港区	
エイベックス・ライブ・クリエイティヴ株式会社 (音楽事業)	本社 東京都港区	
エイベックス・ミュージック・クリエイティヴ株式会社 (音楽事業)	本社 東京都港区	
エイベックス・アライアンス&パートナーズ株式会社 (音楽事業)	本社 東京都港区	
国 内 子 会 社	エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社 (音楽事業)	本社 東京都港区
	エイベックス・クラシックス・インターナショナル株式会社 (音楽事業)	本社 東京都港区
	エイベックス・ファンマーケティング株式会社 (音楽事業)	本社 東京都港区
	エイベックス・マネジメント株式会社 (音楽事業)	本社 東京都港区
	エイベックス・クラン株式会社 (音楽事業)	本社 東京都港区
	エイベックス・スタイルス株式会社 (音楽事業)	本社 東京都港区
	エイベックス・マネジメント・エージェンシー株式会社 (音楽事業)	本社 東京都港区
	エイベックス・クリエイター・エージェンシー株式会社 (音楽事業)	本社 東京都港区
	エイベックス・クリエイティヴ・ファクトリー株式会社 (音楽事業)	本社 東京都港区

名 (事業区分)		所 在 地	
株 式 会 社 f u z z	(音楽事業)	本社	東京都品川区
バー チャル・エイベックス株式会社 (音楽事業)		本社	東京都港区
株 式 会 社 L I V E S T A R	(音楽事業)	本社	東京都渋谷区
国 内 子 会 社	エイベックス・AY・ファクトリー合同会社 (音楽事業)	本社	東京都港区
内 子 会 社	エイベックス・アスナロ・カンパニー株式会社 (音楽事業)	本社	東京都港区
子 会 社	エイベックス・ピクチャーズ株式会社 (アニメ・映像事業: 中間持株会社)	本社	東京都港区
会 社	株式会社エイベックス・アニメーションレベルズ (アニメ・映像事業)	本社	東京都港区
社	株式会社エイベックス・フィルムレベルズ (アニメ・映像事業)	本社	東京都港区
株 式 会 社 a N C H O R	(アニメ・映像事業)	本社	東京都港区
FLAGSHIP LINE 株式会社	(アニメ・映像事業)	本社	東京都港区
株 式 会 社 アニメタイムズ社	(アニメ・映像事業)	本社	東京都港区
海 外 子 会 社	Avex South East Asia Pte. Ltd. (注2) (その他)	本社	シンガポール
海 外 子 会 社	Avex China Inc. (その他)	本社	北京
海 外 子 会 社	Avex Hong Kong Ltd. (その他)	本社	香港
海 外 子 会 社	Avex Taiwan Inc. (その他)	本社	台湾
海 外 子 会 社	Avex Music Group LLC (その他)	本社	ロサンゼルス
	S10 Entertainment & Media LLC (注3) (その他)	本社	ロサンゼルス

- (注) 1. 2025年4月1日付で、エイベックス・テクノロジーズ株式会社は当社の連結範囲から除外となりました。
 2. 2025年4月1日付の商号変更後の名称を表記しております。
 3. 2025年4月1日付で、実質支配力基準に基づき子会社化しております。

⑨ 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,457名	81名減

(注) 臨時従業員及び他社への出向者は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
91名	5名増

(注) 臨時従業員、子会社及び他社への出向者は含んでおりません。

⑩ 主要な借入先

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 184,631,000株
② 発行済株式の総数 45,792,500株(自己株式3,410,680株を含む)
③ 株主数 29,791名(前期末比3,354名減)
④ 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率%
株式会社サイバーエンジニアント	5,500,000	12.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,618,300	10.90
有限会社ティーズ・キャピタル	3,400,000	8.02
株式会社マックス2000	2,300,000	5.43
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,912,000	4.51
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,348,321	3.18
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,267,200	2.99
株式会社第一興商	1,020,000	2.41
松浦勝人	855,624	2.02
林真司	731,850	1.73

- (注) 1. 上記のほか当社保有の自己株式3,410,680株があります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社マックス2000は、当社代表取締役会長松浦勝人氏が代表取締役を務めております。

5 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役、非常勤取締役、監査等委員である取締役を除く)	97,100株	3名

6 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

① 取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	松浦 勝人	エイベックス・クリエイティヴ・ファクトリー株式会社代表取締役会長
代表取締役社長CEO	黒岩 克巳	エイベックス・エンタテインメント株式会社代表取締役社長
代表取締役 CFO	林 真司	コンプライアンス委員会委員、指名・報酬委員会委員、コンプライアンス担当、リスク管理担当、経営管理本部管掌、人事総務本部管掌、経理法務本部管掌
取締役（非常勤）	見城 徹	株式会社幻冬舎 代表取締役社長 株式会社タッチダウン 代表取締役社長
取締役（社外）	瀧口友里奈	株式会社SBI新生銀行 社外取締役 株式会社グローブエイト 代表取締役 株式会社テラスカイ 社外取締役
取締役監査等委員（常勤）	小林伸之	株式会社NexTone 社外監査役
取締役監査等委員（社外）	杉本佳英	指名・報酬委員会委員長 弁護士 株式会社プランジスタ 社外取締役 株式会社NATTY SWANKYホールディングス 社外取締役 株式会社シーラテクノロジーズ 社外監査役
取締役監査等委員（社外）	安田 恵	指名・報酬委員会委員 公認会計士 総研化学株式会社 社外監査役 株式会社物語コーポレーション 社外監査役

- (注) 1. 取締役小林伸之氏は、1998年に当社グループに入社し、主に営業・販促部門や管理部門の責任者及び重要な子会社の取締役を歴任した経験を通じ、当社グループの事業内容を熟知しており、また2013年6月から当社の常勤監査役及びグループ会社の監査役を務め、当社グループの経営に関する重要な知見を有しているため、常勤の監査等委員に選定しております。
2. 取締役瀧口友里奈氏、杉本佳英氏及び安田恵氏は、社外取締役です。
3. 取締役瀧口友里奈氏、杉本佳英氏及び安田恵氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であり、東京証券取引所に独立役員届出書を提出しております。
4. 取締役杉本佳英氏は、弁護士資格を有しており、高い法律の知見を有しております。
5. 取締役安田恵氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
6. 取締役杉本佳英氏が委員長を務めるコンプライアンス委員会は、社外取締役を含むメンバーで構成され、当社の重要なコンプライアンス上の問題を審議するほか、内部通報制度（ヘルpline）により通報された事案を確認し、改善を図っております。
7. 取締役杉本佳英氏が委員長を務める指名・報酬委員会は、社外取締役が過半数を占めるメンバーで構成され、当社の取締役の選任及び解任、取締役の報酬に関する事項を客観的な見地から検証しております。
8. 上記は、2025年3月31日現在の内容を記載しております。

② 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

(1) 就任

該当事項はありません。

(2) 退任

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、優れた人材を招聘できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で損害賠償責任を限定する契約の締結を可能とする旨を定めております。

当該規定に基づき、当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）4名と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員であるものを除く) (内社外取締役)	510 (7)	393 (7)	—	116	5 (1)
監査等委員である取締役 (内社外取締役)	41 (20)	41 (20)	—	—	5 (4)
合計	551	434	—	116	10

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は8名ですが、上記対象となる役員の員数は、2024年6月21日開催の定時株主総会終結をもって任期満了により退任された取締役2名を含んでおります。
2. 株主総会の決議による取締役（監査等委員であるものを除く）の金銭報酬の額は、基本報酬枠が年額800百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、業績連動報酬枠が当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の10%以内です（2020年6月26日開催の第33期定時株主総会決議）。第33期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は4名です。
- また、上記とは別枠で、2020年6月26日開催の第33期定時株主総会において、業務執行取締役に対し、譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額120百万円以内かつ当社普通株式総数年12万株以内（譲渡制限期間は3～10年間で当社取締役会が定める期間）、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭の総額を当社普通株式70万株に交付時株価を乗じた額を上限として対象期間において当社普通株式総数35万株以内としています。第33期定時株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は3名です。上記報酬等の総額には、取締役3名に対する譲渡制限付株式報酬計上額116百万円が含まれております。
3. 当事業年度に、取締役の報酬等として交付した譲渡制限付株式報酬の内容は、当社普通株式97,100株、譲渡制限期間2024年7月23日～2027年7月22日であり、対象となる役員の員数は取締役（監査等委員であるものを除く）3名です。また、監査等委員である取締役及び社外取締役へ交付した株式はありません。
4. 株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額100百万円以内です（2020年6月26日開催の第33期定時株主総会決議）。第33期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

⑤ 当事業年度の業績連動報酬にかかる指標（KPI）の内容、選定理由、実績及び算定方法

（年次賞与）

当社の年次賞与は、毎期の親会社株主に帰属する当期純利益に応じて業務執行取締役が金銭の支給を受けることができる制度としております。親会社株主に帰属する当期純利益をKPIとしている選定理由は、当社の株主の皆様に帰属する成果に対する業務執行取締役の責任を明確にすることで支給額の合理性をわかりやすく説明できることが挙げられます。

当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、1,138百万円であり、個人別の支給額は当該実績に基づき、予め定めた算式に従って算定されました。当事業年度においては営業損失を計上した事実を重く受け止め、経営責任を明確にするため、当社の業務執行取締役である代表取締役3名より、制度上支給される2025年3月期年次賞与について、返上する旨の申し出がありました。指名・報酬委員会においてはこれらの申し出を踏まえた答申を行い、2025年5月8日付の当社取締役会にて年次賞与を不支給とする旨の決議をいたしました。

⑥ 非金銭報酬の内容

当社の非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬とし、在任中の株式保有を推進することで株主の皆様との利害共有を促し、また、付与から3年後に譲渡制限の解除を一律に設定することにより、中長期的な企業価値の向上に対して経営陣の意識づけを行うことを目的としております。当社は、譲渡制限付株式の付与から3年間の譲渡制限期間中、継続して、各業務執行取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、かかる譲渡制限期間が経過した日をもって、各業務執行取締役が保有する譲渡制限付株式の全部についての譲渡制限を解除します。但し、各業務執行取締役が死亡により退任した場合は、当該退任の直後の日の翌日をもって、各業務執行取締役の相続人が保有する譲渡制限付株式の全部についての譲渡制限を解除します。

また、当社は、各業務執行取締役が譲渡制限期間中に以下の各項のいずれかに該当した場合、譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得します。

- ・各業務執行取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ・各業務執行取締役について、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあつた場合
- ・各業務執行取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ・各業務執行取締役が死亡した場合で各業務執行取締役に配偶者、子(養子を含む)、父母及び兄弟姉妹がいない場合
- ・各業務執行取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合(但し、(i)退任と同時に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人に再任する場合、(ii)任期満了又は定年その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合、及び(iii)死亡により退任した場合を除く)
- ・各業務執行取締役において、当社又は当社の子会社の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合(但し、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く)
- ・各業務執行取締役において、法令、当社又は当社の子会社の内部規程又は譲渡制限付株式割当契約書に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他譲渡制限付株式の全部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

⑦ 当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容がその決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬委員会の答申を踏まえていることに加え、主に以下の理由により当社の取締役の個人別の報酬等の内容が当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると当社の取締役会は判断いたしました。

- ・基本報酬については、2024年6月21日開催の取締役会において役位別に決定した報酬テーブルに従って支給していること
- ・年次賞与については、予め定めた算式に従って算定された額を支給することを予定しており、法人税法上の「業績連動給与」として損金算入による社外流出を抑制するものであること
- ・譲渡制限付株式報酬については、2024年6月21日開催の取締役会において役位別に決定した金銭報酬債権を支給していること

なお、当社の指名・報酬委員会は、報酬水準の検討に際し、グローバルに豊富な経験・知見を有する外部の報酬コンサルタントが運営する「経営者報酬データベース」に基づく客観的かつ多面的な報酬ベンチマーク分析により妥当性を検証しております。

⑧ 当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の決定過程における指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の決定過程における指名・報酬委員会の構成は以下のとおりです。

委員長（社外）	委員（社外）	委員（社内）
杉本取締役	玉木取締役（注1） 安田取締役（注2）	林代表取締役CFO

- (注) 1. 2024年6月21日開催の定時株主総会終結時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 2024年6月21日開催の定時株主総会において選任され、同日付で就任いたしました。

当事業年度にかかる当社の取締役の個人別の報酬等の決定過程における指名・報酬委員会の審議は、2024年6月、12月の計2回開催し、各回に委員長・委員の全員が出席し、出席率は100%でした。

なお、監査等委員である取締役の報酬制度及び個人別の報酬等の決定については、会社法第361条第3項の定めに従い、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

[指名・報酬委員会開催日]

2024年6月3日・2024年12月23日

(報酬体系)

当社の業務執行取締役に対する報酬制度は、基本報酬、単年度「親会社株主に帰属する当期純利益」のみに完全連動する年次賞与、株主の皆様との利害共有を目的とした譲渡制限付株式報酬並びに当社の中期経営計画の対象期間中の当社業績等の数値目標の達成度等に基づき交付する当社普通株式の数が変動するパフォーマンス・シェア・ユニットから構成されております。

役員報酬の種類別報酬割合について、年次賞与の標準額(基準業績値である親会社株主に帰属する当期純利益50億円達成時の額)は基本報酬の6割とし、譲渡制限付株式報酬は単年度の付与価値を基本報酬の3割としております。

非業務執行取締役(監査等委員を除く)及び監査等委員である取締役の報酬は、役割に鑑み基本報酬のみとしております。

なお、基本報酬は月次で支給しており、年次賞与及び譲渡制限付株式報酬は毎年一定の時期に支給しております。

また、パフォーマンス・シェア・ユニットは原則として中期経営計画の初年度にユニットを付与して業績評価期間終了後に株式及び金銭を一括して交付・支給しております。

⑨ 会社役員の報酬等の額又は算定方法に係る決定に関する方針

当社は、社外取締役を委員長とし、ほかに社外取締役1名及び当社代表取締役CFOの3名により構成される「指名・報酬委員会」を設置し、役員報酬制度の内容及びその決定手続きについて、外部の客観的な視点を取り入れた、より透明性の高い役員報酬制度を運用しております。

当該役員報酬制度は、基本報酬、毎期の「親会社株主に帰属する当期純利益」のみに完全連動する「年次賞与」、中長期的な企業価値の向上に対して経営陣の意識づけを行うことを目的とした「譲渡制限付株式」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」により構成されております。非常勤取締役、監査等委員である取締役の報酬は、その役割に鑑み基本報酬のみとしております。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定方針につきましては、取締役会にて決議しております。

⑩ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役、執行役員及び管理職従業員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

⑪ 社外役員に関する事項

(1) 社外取締役の重要な兼職先及び当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
瀧口友里奈	株式会社SBI新生銀行 社外取締役 株式会社グローブエイト 代表取締役 株式会社テラスカイ 社外取締役	重要な取引関係はありません
杉本佳英	弁護士 株式会社プランジスタ 社外取締役 株式会社NATTY SWANKYホールディングス 社外取締役 株式会社シーラテクノロジーズ 社外監査役	重要な取引関係はありません
安田 恵	公認会計士 総研化学株式会社 社外監査役 株式会社物語コーポレーション 社外監査役	重要な取引関係はありません

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	瀧口友里奈	就任後開催の取締役会10回全てに出席し、主に経済キャスターや複数企業の社外取締役を務めた豊富な経験に基づく知見から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	杉本佳英	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席、及び監査等委員会15回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	安田 恵	就任後開催の取締役会10回全てに出席、及び就任後開催の監査等委員会13回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を除く）は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、消費税等を含んでおりません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資 産 の 部〉			
流 動 資 産	77,774	流 動 負 債	52,834
現 金 及 び 預 金	35,690	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,972
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	22,952	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	3
商 品 及 び 製 品	910	未 払 金	29,511
仕 掛 品	3,683	未 払 印 税	6,790
原 材 料 及 び 貯 藏 品	315	未 払 法 人 税 等	2,105
前 渡 金	1,471	返 金 負 債	1,323
前 払 費 用	1,917	前 受 金	4,097
前 払 印 税	2,789	賞 与 引 当 金	310
未 収 入 金	5,641	そ の 他	5,719
そ の 他	2,654	固 定 負 債	2,013
貸 倒 引 当 金	△253	そ の 他	2,013
	28,186	負 債 合 計	54,848
固 定 資 産	8,500	〈純 資 産 の 部〉	
有 形 固 定 資 産	8,500	株 主 資 本	49,149
建 物 及 び 構 築 物	4,214	資 本 金	4,755
土 地	2,690	資 本 剰 余 金	5,649
そ の 他	1,595	利 益 剰 余 金	43,677
無 形 固 定 資 産	2,660	自 己 株 式	△4,933
投 資 そ の 他 の 資 産	17,025	その他の包括利益累計額	960
投 資 有 価 証 券	9,839	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	700
緑 延 税 金 資 産	5,183	為 替 換 算 調 整 勘 定	△49
退 職 給 付 に 係 る 資 産	42	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	308
そ の 他	3,583	非 支 配 株 主 持 分	1,003
貸 倒 引 当 金	△1,624	純 資 産 合 計	51,112
資 产 合 計	105,960	負 債 純 資 産 合 計	105,960

連結損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	131,691
売 上 原 価	95,852
売 上 総 利 益	35,839
販売費及び一般管理費	37,658
営 業 損 失 (△)	△1,819
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	51
受 取 配 当 金	19
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	310
そ の 他	62
	442
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5
投 資 有 価 証 券 評 価 損	140
支 払 手 数 料	36
そ の 他	144
	327
経 常 損 失 (△)	△1,703
特 別 利 益	
子 会 社 株 式 売 却 益	4,520
持 分 變 動 利 益	1,965
	6,486
特 別 損 失	
減 損 損 失	496
災 害 に よ る 損 失	159
投 資 有 価 証 券 評 価 損	103
そ の 他	261
	1,020
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	3,762
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,068
法 人 税 等 調 整 額	△648
当 期 純 利 益	2,420
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,342
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	203
	1,138

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
〈資産の部〉				
流動資産	39,979	流動負債	41,096	
現金及び預金	29,793	リース債務	60	
売掛金	787	未払金	2,436	
関係会社短期貸付金	4,445	未払法人税等	32	
未収入金	4,315	関係会社預り金	38,343	
その他の	637	賞与引当金	14	
貸倒引当金	△0	その他の	209	
固定資産	24,553	固定負債	1,016	
有形固定資産	6,621	リース債務	169	
建物	3,255	退職給付引当金	355	
工具器具備品	429	その他の	492	
土地	2,597	負債合計	42,112	
リース資産	222	〈純資産の部〉		
建設仮勘定	114	株主資本	22,036	
その他の	2	資本金	4,755	
無形固定資産	498	資本剰余金	5,785	
ソフトウエア	321	資本準備金	5,603	
ソフトウエア仮勘定	159	その他資本剰余金	182	
その他の	18	利益剰余金	16,428	
投資その他の資産	17,433	利益準備金	501	
投資有価証券	2,238	その他利益剰余金	15,926	
関係会社株式	11,719	別途積立金	10,000	
関係会社長期貸付金	9,333	繰越利益剰余金	5,926	
繰延税金資産	160	自己株式	△4,933	
その他の	1,133	評価・換算差額等	383	
貸倒引当金	△7,153	その他有価証券評価差額金	383	
資産合計	64,532	純資産合計	22,420	
		負債純資産合計	64,532	

損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	4,066
営 業 原 価	619
売 上 総 利 益	3,446
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,779
営 業 損 失 (△)	△3,332
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	102
受 取 配 当 金	15
そ の 他	9
営 業 外 費 用	127
支 払 利 息	62
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	968
為 替 差 損	274
そ の 他	77
経 常 損 失 (△)	1,382
特 別 損 失	△4,587
関 係 会 社 株 式 評 価 損	83
固 定 資 産 除 却 損	17
そ の 他	6
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	107
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△991
法 人 税 等 調 整 額	128
当 期 純 損 失 (△)	△862
	△3,831

会計監査人の監査報告書 謄本 (連結)

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

エイベックス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森田 健司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原 康二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エイベックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイベックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

エイベックス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森田 健司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原 康二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイベックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

エイベックス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小林伸之 ☐

監査等委員 杉本佳英 ☐

監査等委員 安田恵 ☐

(注)監査等委員杉本佳英及び安田恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上